

永代使用料・永代清掃料（１ページ参照）

- ◆ 永代使用料
 - ・永代使用料は、お申込みされた墓地について、祭祀を承継される方の申し出が続く限り永代に亘ってご使用いただくための使用料です。
 - ・表内の金額は市内に住所を有する方（市内居住者※）の使用料で、1㎡あたり300,000円、21区御前山は1㎡あたり350,000円です。市内に住所を有しない方（市外居住者）は50%増となります。
 - ※市内居住者とは、申込受付日現在3ヶ月以上継続して市内に住所を有する方で、引き続き使用許可の日においても市内に居住されている方です。
 - ・分割納付（10ヶ月10回均等分割）はできますが、5%増となります。
- ◆ 永代清掃料
 - ・永代清掃料は、霊苑の共有部分の維持管理費用ですので、許可された各自の墓地内の管理、除草および清掃は、各使用者ご自身で行っていただきます。
 - ・1㎡あたり37,000円で、1㎡未満の端数は切り上げた面積で計算します。
 - ・分割納付はできません。
- ◆ 墓碑は、永代使用料、永代清掃料を完納しなければ建立できません。

お申込みの前に

- ◆ **墓地区画は、いずれも現状での引渡しとなりますので、前もって現地を十分にご確認のうえ、お申込みの区画を決定してください。**
- ◆ ・お申込みの名義人（申請者）は、今後使用許可された墓地の使用権利者となります。
 - ・許可を受けた墓地の使用権は、兄弟姉妹であってもその権利を共有できません。
 - ・当選した区画は、使用権の譲渡または使用場所の転貸はできません。
 - ・墓地の使用は、祖先の祭祀を主宰する方（※）に限り承継することができます。
※祖先の祭祀を主宰する方とは、故人の遺骨を守り、故人の祭日（命日等）に中心となって祭事（法事等）を行う人のことです。
- ◆ ・墓碑は、使用許可をした日から3年以内に建立しなければなりません。
（3年以内に墓碑を建立しない場合は、使用許可を取り消すこととなります。）
 - ・墓碑は、1区画に1基しか建立できません。
 - ・墓碑の高さ等は、姫路市霊苑墓碑等施設基準に適合しなければ建立できません。
 - ・墓碑には建立者名として使用許可を受けた方（申請者）の氏名を刻んでいただきます。
 - ・墓碑または碑石、形象類およびこれに附属する工作物（石灯ろう、墓誌、囲障等）は、区画にもよりますが、縁石を避けて設置していただきます。
- ◆ ・姫路市では墓地使用者はもちろんのこと申請者にかかる個人情報も一切公開しておりません。
従って、今回の募集にかかる情報が、石材業者等に伝わるようなことは一切ありません。
・姫路市では特定の業者を指定した申込受付や墓碑建立の斡旋業務は、一切行っておりません。

申込受付期間・場所

- ◆ 受付日時 令和7年11月10日(月) ～ 11月25日(火)
 午前9時～午後5時(時間厳守)
 郵送の場合は11月24日(月)午後5時必着
 電子申請の場合は11月24日(月)午後5時受信完了分を有効とします。
- ◆ 受付場所・送付先
 〒670-0051 姫路市名古山町14番1号 名古山霊苑管理事務所
 ※受付開始日以降は、区画ごとの申込状況を毎日更新し、ホームページに公開します。

申込方法

- ◆ 必要書類を名古山霊苑管理事務所へ持参、または郵送してください。
 - ◆ 電子申請による申込み
「姫路市オンライン手続ポータルサイト」を利用してインターネットによる申込みができます。
ホームページの「名古山霊苑使用者募集」のページにアクセスして、画面の指示に従ってください。
「名古山霊苑使用者募集」へはこちらから
<https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000003570.html>
 - ・申込みが行われた場合、「手続き受け付け」、「手続き審査開始」、「手続き完了」などのメールを登録されたメールアドレス宛に送付します。
 - なお、メール受信制限を行っている場合は、「himeji-sinsei@city.himeji.lg.jp」および「nagoyamareien@city.himeji.lg.jp」からのメールを確実に受信できるようにしておいてください。
 - メールの受信が確認できない場合は、名古山霊苑管理事務所まで連絡してください。
 - ・パソコン及びスマートフォンの環境等により利用できない場合があります。
 - ・使用されるパソコン及びスマートフォン機種や通信回線上の障害トラブルに関しては、一切責任を負いません。
 - ・システム管理等のため、一時的に利用できない場合があります。
- ※代理人による申込みの場合は、電子申請をご利用いただけません。
必要書類を名古山霊苑管理事務所へ持参、または郵送してください。
- ・スマートフォンを利用してお申込みされる方は、右下のQRコードを読み込んでいただくと「姫路市オンライン手続ポータルサイト」へ直接接続できます。

こちらからお申込みください→



申込みに際しての注意事項

- ◆ 第1希望～第3希望まで区画を申込みできます。
希望する区画が1つだけの場合は、第1希望のみ記入して申込みしてください。
希望する区画が複数ある場合は、優先順位を決めて申込みしてください。
- ◆ 1人につき、申込みは1回です。
- ◆ 同一世帯で2人以上の申込みをした場合は、全ての申込みを無効とします。
- ◆ 申込みは、必要書類を名古屋山霊苑管理事務所へ持参。郵送または電子申請も可能です。
また、提出された書類は返却いたしません。
- ◆ 代理人による申込みの場合は、委任状(様式3)が必要になります。
- ◆ 市外居住者が申込まれて当選した場合は、市内に住所を有する管理人が必要です。
- ◆ 虚偽の申込みをした場合は、当選を取消します。

申込みに必要な書類

1. 名古屋山霊苑使用申込書(様式1)
2. 名古屋山霊苑使用申込受付済書(様式2)
※郵送での申込みの場合は、受付番号を付番し返送いたしますので、返送先を明記し、110円切手を貼った長3型の封筒を用意してください。
※電子申請の場合は、同じ内容のものをメールで返信しますので不要です。
3. 申請者の住民票の写し・・・1通(巻末の交付申請書をご利用ください。)
 - ・令和7年11月1日(土)以降に発行されたもの
 - ・世帯全員、本籍・続柄記載のもの
 - ・マイナンバー(個人番号)記載のないもの に限ります。
4. 委任状(様式3)・・・代理人による申込みの場合は必要になります。
代理人の方の本人確認書類をご持参または写しを郵送してください。
※代理人による申込みの場合は、電子申請はご利用いただけません。
必要書類を名古屋山霊苑管理事務所へ持参または郵送してください。

区画の決定

当選者の決定は第1希望の区画から行います。

- ◆ 第1希望の区画に申込者が1人の場合は、その方を当選者と決定します。
- ◆ 第1希望の区画に申込者が2人以上の場合は、抽選により当選者を決定します。
- ◆ 第1希望の落選者は第2希望の区画について、他の申込者の第1希望と重複することがなければ、上記のとおり当選者を決定します。
- ◆ 第2希望の落選者は他の申込者の第1、第2希望と重複することがなければ、第3希望の区画について同様に決定します。
- ◆ 抽選日 令和7年11月27日(木)

※立会人が同席のもと、姫路市による厳正な抽選を行いますので、抽選会は公開いたしません。

◆ 結果発表

- ・申込者全員に【当選・落選】結果の通知書を郵送します。
- ・名古屋山霊苑管理事務所で掲示するとともに、ホームページにも同じ内容のものを掲載します。
(12月1日(月)予定)

当選者

◆ 霊苑使用許可申請

当選者には、「当選決定通知書」を郵送しますので、令和7年12月15日(月)から12月19日(金)までに名古屋山霊苑管理事務所で霊苑使用許可申請手続きをしてください。

※申込受付締切時点で1区画に申込者が1人の場合は当選決定です。

その場合は、令和7年12月8日(月)～12月12日(金)までに申請手続きをしてください。

(受付場所)

名古屋山霊苑管理事務所 姫路市名古屋山町14番1号 (電話 079-297-5030)

(必要書類等)

1. 当選決定通知書
2. 電子申請で申込みされた方は、申込み時にデータで提出いただいた住民票
3. 市外居住者の方は、管理人(市内に住所を有する人)の住民票
4. 霊苑使用申込書提出以降に住所の異動があった場合は、当選者の住民票

※住民票は原本をご持参ください。

※代理人による申請手続きの場合は、委任状(様式3)および代理人の本人確認書類が必要になります。

◆ 永代使用料、永代清掃料の納付

納付書を郵送いたしますので、市が指定する金融機関で納付してください。

納付期限は霊苑使用許可申請手続き後約3週間以内となっておりますので、厳守してください。

なお、納付期限を過ぎても納付がない場合は、当選を無効とします。

◇一括納付の場合

納期限までに全額納付してください。

◇分割納付の場合（分割できるのは永代使用料のみで、5%増となります。）

永代清掃料全額と永代使用料分割納付金（10ヵ月10回均等分割）の初回分を納期限までに納付してください。

2回目以降は、毎月永代使用料分割分を指定する期日までに納付してください。

なお、繰上納付された場合でも、永代使用料割増分の減額はできません。

※永代清掃料については、分割納付制度はありません。

◆ 霊苑使用許可証の送付

永代使用料および永代清掃料の納付確認後に霊苑使用許可証を郵送いたします。

その他の注意事項

◆ 使用許可の取消

次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことがあります。

1. 許可を受けた目的以外に墓地を使用したとき。
2. 使用権を譲渡し、または使用場所を転貸したとき。
3. 他人に譲渡する目的をもって使用許可を得たと認めるとき。
4. 許可を受けた後、ふん墓の造営をしないで3年を経過したとき。
5. 市長の命じた使用場所の施設の維持および保護をしないで放任のまま5年を経過したとき。
6. 偽りその他不正な手段により使用料の徴収をまぬがれたとき。
7. 法令または姫路市霊苑条例もしくはこれに基づく規則および指示に違反したとき。

※霊苑の使用許可を取り消されたときは、ただちに墓地を自己の費用をもって原状に回復し、返還しなければなりません。

◆ 使用権の消滅

次のいずれかに該当するときは、使用権は消滅します。

1. 使用者が死亡し、相続人または親族もしくは縁故者等祖先の祭祀を主宰する者がいないとき。
2. 使用者が住所不明となり10年を経過したとき。

◆ 墓地の返還について

墓地が不要になったときは、市長に届け出て、区画を原状に回復し返還しなければなりません。

1. 使用許可を受けた日から3年以内に墓地を返還した場合、既に納めた永代使用料の 90%に相当する額を還付します。永代清掃料は還付しません。
2. 使用許可を受けた日から3年を越えた後に墓地を返還した場合、既に納めた永代使用料の 20%に相当する額を還付します。永代清掃料は還付しません。

お知らせ

名古屋山霊苑の再貸付は、令和8年度も予定しております。

詳細につきましては、決まり次第、広報ひめじ等によりお知らせいたします。